

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 目的

この法律の目的に、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることへの対応を図るものである旨を追加するものとする。

(第一条関係)

第二 定義

一 流通業務総合効率化事業について、特定流通業務施設を中核とすることを求めないこととした上で、
二以上の者が連携して行うものに限るとともに、流通業務の省力化を伴うものであることとする要件の変更を行うものとする。

二 特定流通業務施設について、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システムを有するものに限定しないこととする等の要件の変更を行うものとする。

三 貨物軽自動車運送事業とは、貨物自動車運送事業法第二条第四項の貨物軽自動車運送事業をいうものとする。

四 貨物運送一般旅客定期航路事業とは、海上運送法第二条第五項の一般旅客定期航路事業（本邦の港と

本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）のうち貨物の運送を行うものをいうものとする。

五 貨物鉄道事業とは、鉄道事業法第二条第一項の鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいうものとする。

六 貨物軌道事業とは、軌道法による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいうものとする。

七 トラックターミナル事業とは、自動車ターミナル法によるトラックターミナル事業をいうものとする。

（第二条関係）

第三 基本方針

基本方針に定める事項として、流通業務の総合化及び効率化の目標に関する事項を追加するものとする。

（第三条関係）

第四 総合効率化計画の認定等

一 総合効率化計画の認定

1 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、共同して、総合効率化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとするものとする。

2 総合効率化計画には、流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関する事項を記載することができるとすること。
(第四条関係)

二 認定を受けた総合効率化計画に係る特例措置

1 認定を受けた総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送事業に該当するものであって、貨物自動車運送事業法の届出をしなければならないものについては、当該届出をしたもののみならず特例を追加するものとする。
(第十一条関係)

2 認定を受けた総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたもののみならず等の特例を追加するものとする。
(第十二条関係)

3 認定を受けた総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業に該当するものであって、鉄道事業法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなす等の特

例を追加するものとする。

(第十三条関係)

4 認定を受けた総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業に該当するものであつて、軌道法の特許等を受けなければならぬものについては、当該特許等を受けたものとみなす特例を追加するものとする。

(第十四条関係)

5 認定を受けた総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものであつて、自動車ターミナル法の許可等を受けなければならぬものについては、当該許可等を受けたものとみなす等の特例を追加するものとする。

(第十五条関係)

6 認定を受けた総合効率化計画に記載された事業についての倉庫業法の特例として、利用者が組合等の構成員に限定される場合における倉庫寄託約款に関する規定等の適用除外の特例を追加するものとする。

(第十六条関係)

第五 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第六 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置について定めるものとする。

(附則第二条、第三条、第五条及び第七条)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする。

(附則第四条及び第六条関係)